第96回 定時株主総会 招集ご通知

東洋証券

証券コード：8614

日 時 **平成30年６月22日（金曜日）午前10時**
（開場午前９時）

場 所 東京都中央区八丁堀四丁目７番１号
当社本店 ４階会議室 ※末尾のご案内図をご参照ください。
（受付は４階でございます）

決議事項

第１号議案 取締役９名選任の件
第２号議案 監査役１名選任の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限
平成30年６月21日（木）午後５時まで
▶ 詳細は４～６頁をご参照ください。

目 次

株主のみなさまへ …… 1
第96回定時株主総会招集ご通知 …… 3
議決権行使についてのご案内 …… 4
株主総会参考書類 …… 7

【添付書類】
事業報告 …… 18
連結計算書類等 …… 42
計算書類等 …… 46

〈ご参考〉株主のみなさまと東洋証券 …… 52

取締役社長　桑原理哲

これからもみなさまから選ば

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。また新たに株主となられたみなさまには、心よりお礼申し上げますとともに、末永くご支援のほどお願い申し上げます。

当社第96回定時株主総会の招集通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

私たち金融機関を取り巻く経済構造や金融環境が急速に変化するなか、当社は第96期よりスタートした第五次中期経営計画（2017年４月～2020年３月）で、「お客さま本位の経営姿勢の深化」を最重点項目とし、お客さま満足度の向上を通じて経営基盤を強化し、企業価値を向上させることを目指しております。

もっとTO YOU

TOYO×Uで「もっとTO YOU」「U」に込めた想い

「U」は「you」を表し、当社が今後一層
株主さまやステークホルダーのみなさまのために歩み続ける
強い意志を表現しています。

- **Understanding（知性）**
  社員教育の充実
- **Utility（利便性）**
  サービスの向上
- **Uniqueness（独自性）**
  新たな得意分野の構築
- **Unity（団結力）**
  全社一丸となっての取組み

れる証券会社として

営業現場におきましても、当社の強みである中国株関連情報をよりタイムリーかつビジュアルに投資家のみなさまにお届けできるよう、日本と中国拠点（上海、香港）との三極体制で、セミナー会場をつなぐライブ形式の情報発信や、深圳Ａ株市場に上場する世界最先端企業を招いたIR等に取組んでおります。

私たちは、これからもお客さま一人一人とのご縁を大切にし、資産運用のプロフェッショナルとして、世代を超えて選ばれる証券会社を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともご支援ご鞭撻を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

平成30年５月

経営理念

当社グループは、**「信頼」**、**「付加価値」**、**「得意分野」**を経営理念とし、お客さまの満足度を高めるとともに、利益率の高い収益構造と企業価値の増大を目指しております。

第96回定時株主総会招集ご通知 P 3

議決権行使についてのご案内 P 4

株主総会参考書類
第１号議案　取締役９名選任の件 P 7
第２号議案　監査役１名選任の件

事業報告 P18

連結計算書類等 P42

計算書類等 P46

株主のみなさまと東洋証券 P52

株主メモ／トピックス／
グループネットワーク

証券コード　8614
平成30年５月29日

株主各位

東京都中央区八丁堀四丁目７番１号
東洋証券株式会社
取締役社長　桑原　理哲

第96回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、７頁から17頁までに記載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成30年６月21日（木曜日）午後５時までに次頁記載のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1　日　　時	**平成30年６月22日（金曜日）午前10時**（開場午前９時）
2　場　　所	東京都中央区八丁堀四丁目７番１号 **当社本店　４階会議室**（受付は４階でございます）※末尾のご案内図をご参照ください。
3　株主総会の目的である事項	報告事項　1．第96期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2．第96期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 決議事項　**第１号議案　取締役９名選任の件** **第２号議案　監査役１名選任の件**

以　上

- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、**当社ホームページ**に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- 本添付書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容について、修正すべき事項が生じた場合には、直ちに**当社ホームページ**にて、修正後の内容を開示いたします。

当社ホームページ：http://www.toyo-sec.co.jp/　東洋証券　検索

議決権行使についてのご案内

７頁から17頁までに記載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法にて議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合

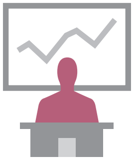

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 **平成30年６月22日（金曜日）午前10時**

代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主１名に限られますので、代理人がご出席される場合は、代理権を証する書面（委任状、本人の議決権行使書用紙）のほか、代理人ご自身の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合

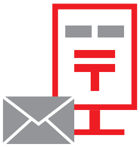

郵　送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。

行使期限 **平成30年６月21日（木曜日）午後５時到着分まで**

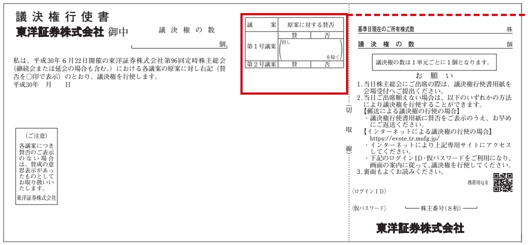

議 決 権 行 使 書
東洋証券株式会社 御中　　議 決 権 の 数　　個

私は、平成30年６月22日開催の東洋証券株式会社第96回定時株主総会（継続会または延会の場合も含む。）における各議案の原案に対し右記（賛否を○印で表示）のとおり、議決権を行使します。
平成30年　月　日

議　案	原案に対する賛否	
	賛	否
第１号議案	（但し　　を除く）	
第２号議案	賛	否

（ご注意）
各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとして お取り扱いいたします。
東洋証券株式会社

（切取線）

基準日現在のご所有株式数　　株
議 決 権 の 数　　個

議決権の数は１単元ごとに１個となります。

お　願　い
1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができます。
【郵送による議決権の行使の場合】
・議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、お早めにご返送ください。
【インターネットによる議決権の行使の場合】
https://evote.tr.mufg.jp/
・インターネットにより上記専用サイトにアクセスしてください。
・下記のログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、議決権を行使してください。
3. 裏面もよくお読みください。

携帯用QR
〈ログインID〉
〈仮パスワード〉　株主番号（８桁）

東洋証券株式会社

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議　案

賛成の場合	「賛」の欄に○印を
反対の場合	「否」の欄に○印を
一部候補者につき反対の場合	「賛」の欄に○印をご記入の上、反対される候補者の番号を（　）内にご記入ください。

インターネット

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

議決権行使サイト：https://evote.tr.mufg.jp/

行使期限 **平成30年６月21日（木曜日）午後５時まで**

詳細につきましては次頁をご覧ください。

※当日ご出席の際は、書面（議決権行使書）の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン、携帯電話から、
当社の指定する**議決権行使サイト**にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

議決権行使ウェブサイト
https://evote.tr.mufg.jp/

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記QRコードを利用してアクセスすることも可能です。

パソコンのアクセス手順

1 **「次の画面へ」**をクリック

2 お手元の議決権行使書の右下に記載された**「ログインID」**及び**「仮パスワード」**を入力

3 **「ログイン」**をクリック

4 **「現在のパスワード」**に**「仮パスワード」**を入力のうえ、新しいパスワードを**「新しいパスワード入力欄」**と**「新しいパスワード（確認用）入力欄」**の両方に入力

5 **「送信」**をクリック

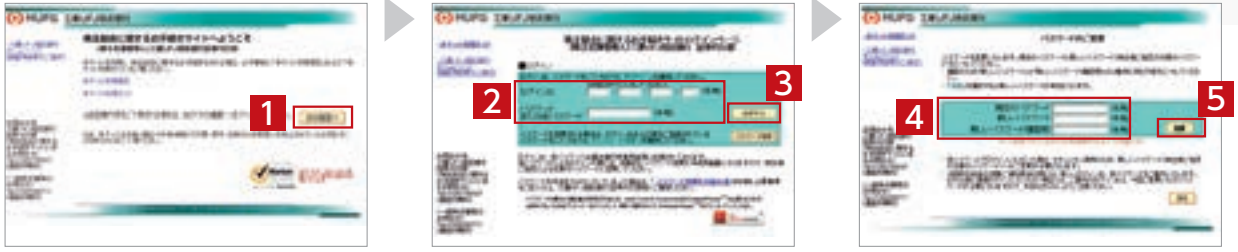

ご注意事項

- 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- アクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱うこととさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン、携帯電話間で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システムに係る条件について

- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合や、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合があります。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード＊、EZweb＊、Yahoo!ケータイ＊のいずれかのサービスをご利用願います。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

＊ iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Inc.の商標、登録商標またはサービス名です。

インターネットによる行使期限 **平成30年６月21日（木曜日）午後５時まで**

スマートフォンのアクセス手順

1 **「株主総会に関するお手続き」**をクリック

2 お手元の議決権行使書の右下に記載された**「ログインID」**及び**「仮パスワード」**を入力

3 **「ログイン」**をクリック

携帯電話のアクセス手順

1 **「ログイン」**をクリック

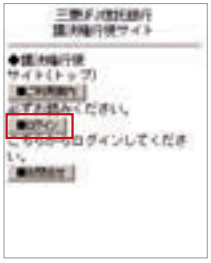

2 お手元の議決権行使書の右下に記載された**「ログインID」**及び**「仮パスワード」**を入力

3 **「ログイン」**をクリック

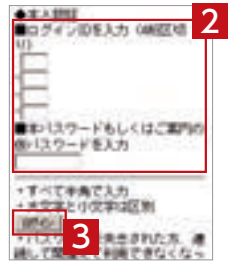

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

システム等に関するお問い合わせ

本サイトでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォンまたは携帯電話の操作方法がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部　ヘルプデスク

0120-173-027（受付時間 午前９時～午後９時）

第１号議案　取締役９名選任の件

取締役８名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役１名を増員し、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会の出席状況（平成29年度）
1	再任 半場（はんば） 裕章（ひろあき）	代表取締役会長 監査部担当	100%（16回/16回）
2	再任 桑原（くわはら） 理哲（よしあき）	代表取締役社長	100%（16回/16回）
3	再任 岡田（おかだ） 啓芳（のぶよし）	専務取締役 情報本部・証券本部・ 法人本部・経営企画部管掌	100%（16回/16回）
4	再任 鈴木（すずき） 眞人（まひと）	常務取締役 ホームトレード部担当兼 業務管理本部管掌	100%（16回/16回）
5	再任 石岡（いしおか） 学（まなぶ）	取締役 営業本部長兼 営業企画部管掌	100%（16回/16回）
6	新任 塩田（しおた） 起人（たつと）	執行役員 法人本部長	—
7	再任 小林裕紀子（こばやしゆきこ） 社外取締役 独立役員	取締役	100%（16回/16回）
8	再任 谷本（たにもと） 道久（みちひさ） 社外取締役 独立役員	取締役	100%（16回/16回）
9	新任 田中（たなか） 秀和（ひでかず） 社外取締役 独立役員	—	—

取締役在任年数
10年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

所有する当社株式の数
17,000株

1 半場（はんば） 裕章（ひろあき） 昭和27年７月12日生（満65歳） 再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和51年４月	株式会社日本興業銀行入行
平成12年８月	同行東京営業第三部長
平成15年４月	株式会社みずほ銀行審査第三部長
平成18年４月	当社入社 常任顧問
平成18年６月	当社常務執行役員 業務管理本部長
平成20年６月	当社取締役 業務管理本部長兼 人事研修部担当
平成23年12月	当社常務取締役 人事研修部担当兼業務管理本部・ 情報本部・証券本部管掌
平成26年６月	当社専務取締役 経営企画部担当兼情報本部管掌
平成27年４月	当社取締役副社長 経営企画部担当兼情報本部管掌
平成28年４月	当社取締役副社長 情報本部・経営企画部管掌
平成28年６月	当社代表取締役会長 監査部担当 （現在に至る）

特別の利害関係

半場裕章氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

半場裕章氏は、金融機関での豊富な業務経験を活かし、当社の企画部門や内部管理部門等の担当役員、取締役副社長を歴任したほか、取締役会長に就任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。

取締役在任年数
8年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

所有する当社株式の数
24,000株

2 桑原（くわはら） 理哲（よしあき） 昭和36年５月９日生（満57歳） 再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和60年４月	当社入社
平成12年７月	当社浜田支店長
平成13年10月	当社今治支店長
平成17年７月	当社名古屋支店長
平成18年９月	当社営業企画部長
平成19年４月	当社執行役員 営業企画部長
平成20年10月	当社執行役員 経営企画部長
平成22年６月	当社取締役 経営企画部長兼総務部担当
平成23年５月	当社取締役 営業本部長兼営業企画部担当
平成24年４月	当社常務取締役 営業本部長兼営業企画部担当
平成26年４月	当社常務取締役 営業本部長兼 ホームトレード部担当兼 法人本部・営業企画部管掌
平成26年６月	当社常務取締役 営業本部長兼 法人本部・営業企画部管掌
平成28年４月	当社常務取締役 内部管理本部長
平成29年４月	当社代表取締役社長 （現在に至る）

特別の利害関係

桑原理哲氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

桑原理哲氏は、営業部門での幅広い業務経験を有するほか、企画部門の担当役員や内部管理本部長等を歴任したほか、取締役社長に就任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。

注：桑原理哲氏の「桑」は、戸籍上の文字は「桒」（「十」3つの下に「木」）でありますが、本定時株主総会招集ご通知では、「桑」に表記を統一しております。

取締役在任年数
2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

所有する当社株式の数
2,000株

3 岡田（おかだ） 啓芳（のぶよし） 昭和38年１月10日生（満55歳） 再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和60年４月	株式会社日本長期信用銀行入行
平成12年８月	株式会社日本興業銀行入行
平成24年４月	株式会社みずほコーポレート銀行 営業第十四部長
平成24年５月	同行営業第十四部長兼 みずほ証券株式会社 投資銀行グループ コーポレートカバレッジ第五部長
平成26年４月	みずほ証券株式会社 金融公共グループ副グループ長
平成27年５月	当社常任顧問
平成27年６月	当社執行役員 業務管理本部長
平成28年６月	当社取締役 情報本部・経営企画部管掌
平成29年４月	当社常務取締役 情報本部・証券本部 ・経営企画部管掌
平成30年１月	当社常務取締役 情報本部・証券本部・法人本部・ 経営企画部管掌
平成30年４月	当社専務取締役 情報本部・証券本部・法人本部・ 経営企画部管掌 （現在に至る）

特別の利害関係

岡田啓芳氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

岡田啓芳氏は、金融機関での豊富な業務経験を活かし、当社の企画部門の担当役員や業務管理本部長を歴任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。

取締役在任年数
4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

所有する当社株式の数
15,000株

4 鈴木（すずき） 眞人（まひと） 昭和33年２月16日生（満60歳） 再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和55年４月	株式会社加藤製作所入社
昭和62年２月	当社入社
平成17年７月	当社システム統括部長
平成20年10月	当社業務管理本部長兼 システム統括部長
平成21年６月	当社執行役員 業務管理本部長兼システム統括部長
平成23年12月	当社執行役員 業務管理本部長
平成25年４月	当社常務執行役員 業務管理本部長
平成26年６月	当社取締役 業務管理本部長兼 ホームトレード部担当
平成27年６月	当社取締役 ホームトレード部担当兼 業務管理本部管掌
平成28年６月	当社取締役 業務管理本部長兼 ホームトレード部担当
平成29年７月	当社取締役 ホームトレード部担当兼 業務管理本部管掌
平成30年４月	当社常務取締役 ホームトレード部担当兼 業務管理本部管掌 （現在に至る）

特別の利害関係

鈴木眞人氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

鈴木眞人氏は、システム部門での業務経験からITに関する専門知識を豊富に有し、業務管理本部長、インターネット取引部門の担当役員を歴任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。

取締役在任年数
3年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

所有する当社株式の数
15,000株

5 石岡（いしおか） 学（まなぶ） 昭和36年７月25日生（満56歳） 再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和59年４月	当社入社
平成11年２月	当社呉支店長
平成14年12月	当社山口支店長
平成19年４月	当社執行役員 西部地区担当兼 山口支店長
平成20年10月	当社執行役員 東日本地区担当
平成22年５月	当社執行役員 西部地区担当
平成23年５月	当社執行役員 第五ブロック長
平成24年４月	当社常務執行役員 第五ブロック長
平成26年４月	当社常務執行役員 人事研修部・総務部担当
平成27年６月	当社取締役 人事研修部・総務部担当兼 証券本部管掌
平成28年４月	当社取締役 営業本部長兼 法人本部・営業企画部管掌
平成30年１月	当社取締役　営業本部長兼営業企画 部管掌 （現在に至る）

特別の利害関係

石岡学氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

石岡学氏は、営業部門での豊富な業務経験を有し、営業地区担当を歴任したほか、人事部門の担当役員を歴任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。

取締役在任年数
—

取締役会への出席状況
—

所有する当社株式の数
34,000株

6 塩田（しおた） 起人（たつと） 昭和37年８月１日生（満55歳） 新任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和62年４月	当社入社
平成13年５月	当社徳山支店長
平成16年５月	当社桐生支店長
平成19年７月	当社本店営業部長
平成21年３月	当社藤枝支店長
平成23年５月	当社営業企画部長
平成26年４月	当社第五ブロック長
平成27年４月	当社執行役員 第五ブロック長
平成28年４月	当社執行役員 第三ブロック長
平成29年４月	当社執行役員 法人本部長 （現在に至る）

特別の利害関係

塩田起人氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

塩田起人氏は、営業部門での豊富な業務経験を有し、ブロック長のほか法人本部長を歴任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と能力を有しており、新たに取締役候補者といたしました。

取締役在任年数
4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

所有する当社株式の数
0株

7 小林（こばやし） 裕紀子（ゆきこ）（公認会計士・税理士 登録名：藤川裕紀子）

再任 社外取締役 独立役員

昭和40年３月16日生（満53歳）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和63年10月	中央新光監査法人入所
平成10年６月	金融監督庁（現金融庁）検査部 検査総括課 金融証券検査官
平成12年７月	藤川裕紀子公認会計士事務所 所長（現任）
平成24年１月	税理士法人会計実践研究所 代表社員（現任）
平成25年３月	星野リゾート・リート投資法人 監督役員（現任）
平成26年６月	当社社外取締役（現在に至る）

特別の利害関係

小林裕紀子氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由

小林裕紀子氏は、公認会計士実務における高度な専門知識や金融監督庁（現金融庁）などでの実務経験等で培われた金融分野の豊富な知識や経験を活かし、客観的・専門的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言をし、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、社外取締役として今後も業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。
なお、同氏は、過去に当社の社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断しております。

取締役在任年数
2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

所有する当社株式の数
0株

8 谷本（たにもと） 道久（みちひさ）

再任 社外取締役 独立役員

昭和27年６月２日生（満66歳）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和52年４月	住友生命保険相互会社入社
平成12年４月	同社証券投資部長
平成13年10月	同社資金債券運用部長
平成18年４月	同社執行役員兼資金債券運用部長
平成19年７月	同社常務取締役嘱常務執行役員
平成23年７月	同社取締役常務執行役員
平成24年７月	同社常任顧問
平成28年６月	当社社外取締役（現在に至る）

特別の利害関係

谷本道久氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由

谷本道久氏は、金融機関の証券投資部門等での長年の豊富な経験と知識を有し、また、取締役・常務執行役員の就任歴で培われた経営に関する経験と知識を有しており、社外取締役として客観的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

0株

9 田中（たなか） 秀和（ひでかず） 昭和33年５月10日（満60歳）

新任　社外取締役　独立役員

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和56年４月	野村證券投資信託販売株式会社 入社
平成９年５月	国際証券株式会社 経営企画部長
平成13年７月	同社取締役
平成14年９月	三菱証券株式会社 執行役員
平成17年10月	三菱UFJ証券株式会社 執行役員
平成22年５月	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 執行役員
平成24年６月	同社常務執行役員 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 常務執行役員
平成25年６月	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 常務取締役 MUSビジネスサービス株式会社 取締役（非常勤）
平成26年６月	静銀ティーエム証券株式会社 監査役（非常勤）
平成27年６月	MUSビジネスサービス株式会社 取締役社長
平成29年６月	同社取締役会長（平成30年6月21日退任予定）

特別の利害関係

田中秀和氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由

田中秀和氏は、証券会社における長年の豊富な経験を有し、また会社経営の経験により、企業統治に関しても高い見識を有しており、社外取締役として客観的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、新たに社外取締役候補者といたしました。

注1：年齢、地位および担当は本定時株主総会時のものであります。
注2：小林裕紀子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年であります。
注3：谷本道久氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年であります。
注4：当社は、小林裕紀子氏および谷本道久氏との間で会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、両氏が再任された場合、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。
注5：当社は、小林裕紀子氏および谷本道久氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
注6：田中秀和氏が取締役に選任された場合、当社は、同氏と会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
注7：当社は、田中秀和氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出る予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役谷口斎氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

監査役在任年数
—

監査役会への出席状況
—

所有する当社株式の数
27,000株

縄田（なわた）　正人（まさと）　昭和33年２月19日生（満60歳）　新任

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

昭和55年４月	当社入社
平成10年10月	当社徳山支店長
平成13年５月	当社宇部支店長
平成14年12月	当社営業考査部長兼売買審査室長
平成16年２月	当社営業考査部長
平成18年５月	当社四谷支店長
平成22年２月	当社検査部長
平成22年７月	当社内部管理本部長兼検査部長
平成23年５月	当社執行役員 内部管理本部長兼検査部長
平成24年４月	当社常務執行役員 内部管理本部長
平成25年６月	当社取締役 内部管理本部長
平成27年４月	当社常務取締役 内部管理本部長
平成28年４月	当社常務取締役 総務部担当兼 証券本部・人事研修部管掌
平成29年４月	当社常務取締役 総務部担当兼 内部管理本部・人事研修部管掌 （現在に至る）

特別の利害関係
縄田正人氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

監査役候補者とした理由
縄田正人氏は、営業実務と金融法務に関する豊富な知識を有し、人事部門の担当役員および内部管理本部長等を歴任し、企業統治に関しても高い見識を有しております。これまでの経験と実績から、監査役として経営の監視や適切な助言を期待できるため、新たに監査役候補者といたしました。

注：年齢および地位は本定時株主総会時のものであります。

以　上

＜ご参考＞

社外役員の独立性に関する基準

当社の社外取締役または社外監査役（以下併せて「社外役員」という。）が独立性を有していると判断されるには、当該社外役員が、以下のいずれにも該当してはならない。

1．当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の２％以上の支払いを、当社から受けた者）またはその業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）
2．当社の主要な取引先（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結営業収益の２％以上の支払いを行っている者）またはその業務執行者
3．当社または当社の連結子会社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーもしくは従業員である者
4．過去３年間において上記１から３に掲げる者
5．当社から役員報酬以外に過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームである場合は、過去３事業年度の平均で、当該ファームの連結総売上高の２％以上の財産を当社から得ているファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者）
6．当社から過去３事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
7．次の（1）から（4）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者または二親等内の親族
   (1) 上記１から６までに掲げる者
   (2) 当社の子会社の業務執行者
   (3) 当社の子会社の業務執行者でない取締役
   (4) 過去３年間において前（2）および（3）または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

以　上

＜ご参考＞

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、投資家と金融商品取引市場を仲介する金融商品取引業者としての社会的責任を常に認識し、企業価値の増大・最大化を通じてステークホルダーの満足度を高めることを目指すとともに、法令遵守の徹底と経営の健全性と透明性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を整備しております。

当社は、「倫理方針」として以下を定め、金融商品取引業者としての社会的責任を達成するために、投資者の保護と信頼性の向上を図ることにしております。

1. 私たちは、証券市場の担い手として社会的責任を認識し、誠実かつ公正な業務を行います。
2. 私たちは、お客さまとの信頼関係を大切にし、質の高い金融サービスの提供を行います。
3. 私たちは、法令・諸規則を遵守し、社会人としての常識や倫理に照らして正しい行動をします。
4. 私たちは、人権および環境を尊重し、社会貢献に努めます。
5. 私たちは、反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨みます。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレートガバナンスに関するガイドライン」に定め、ホームページに公表しております。
(http://www.toyo-sec.co.jp/company/corporate_governance/policy/pdf/governance_guideline.pdf)

(コーポレート・ガバナンス体制図)

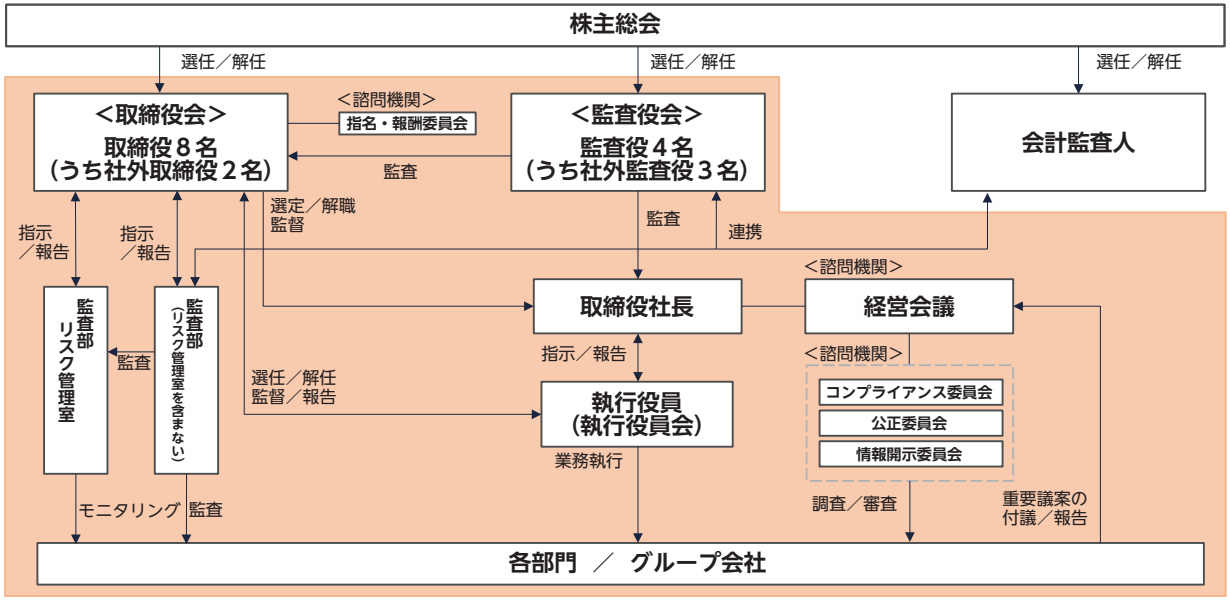

以　上

1 企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、年前半は欧州各国の選挙を控え政治の不透明感や北朝鮮情勢の緊迫化等が重荷となりましたが、世界景気の回復と堅調な企業業績を背景に緩やかに拡大しました。年後半はトランプ政権による政策期待が追い風となり、主要株式指数が過去最高値を更新したものの、米中の貿易問題等の地政学リスクが意識されました。

日本経済においては、海外経済が緩やかな成長を続けるもとで、緩和的な金融政策と政府の経済政策により景気の拡大が続きました。

このような環境下、国内株式市場において日経平均株価は、期初18,988円で始まり、海外投資家等からの買い越しが膨らんだこと等から、10月には戦後東証再開以来初めてとなる16営業日連騰を記録しました。その後日経平均株価は、平成30年１月に世界的な株高を受けて24,000円を突破する場面もありましたが、米中貿易問題等から不安定な動きとなり、３月末の日経平均株価は21,454円30銭で取引を終了しました。

米国株式市場においては、主要株価指数であるダウ工業株30種平均は期初20,665.17米ドルで始まりました。拡大が続く米国経済、低インフレ、企業業績拡大期待の高まりが相場を押し上げ、ダウ工業株30種平均は緩やかな上昇を続けました。また、FRBによる金融政策の正常化が市場との対話により慎重に行われたことも株式市場では好感され、年末には税制改革法が成立するなど、米国の政策進展への期待が高まりました。しかし、２月に入るとインフレ加速への懸念やボラティリティの急騰からポジション調整が進みました。その後も米中貿易摩擦への懸念などが上値を抑え、３月末のダウ工業株30種平均は24,103.11米ドルで取引を終了しました。

当社が注力している中国・香港株式市場においては、主要株価指数であるハンセン指数は、期初24,236.56ポイントで始まった後、シリアや朝鮮半島情勢の緊迫などが上値を抑える要因となり、４月19日に23,723.87ポイントの安値を付けました。その後は、投資家のリスク回避姿勢の和らぎに加え、中国の国有企業改革の加速見通しや「一帯一路」政策に対する期待感などを背景に徐々に下値を切り上げる展開となりました。中国本土からの資金流入や好調な米国株式市場、企業業績の改善期待もあり、ハンセン指数は１月26日に約10年３カ月ぶりの高値となる33,223.58ポイントをつけました。その後は海外株式市場が軟調な展開となり、２月９日に29,507.42ポイントまで下落し、好調な企業業績を背景に約１カ月ぶりの高値を回復する場面もありましたが、米中貿易摩擦懸念が再燃し、３月末のハンセン指数は30,093.38ポイントで取引を終了しました。

このような状況のもと、当連結会計年度の当社グループの業績は、米国株・中国株の取引が活況であったこと等から、営業収益は157億67百万円（前連結会計年度比123.4%）、経常利益は30億25百万円（前連結会計年度比307.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益は18億33百万円（前連結会計年度比279.4%）になりました。

[ご参考]

営業収益

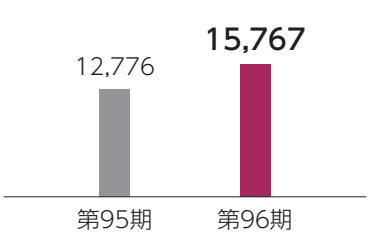

経常利益

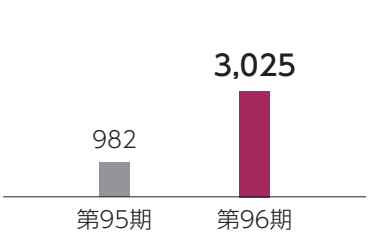

親会社株主に帰属する当期純利益

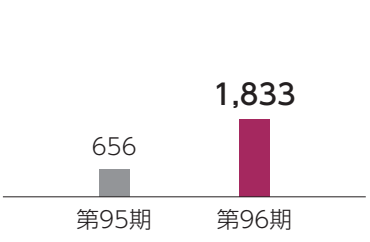

なお、当社グループの業績概況は以下のとおりであります。

受入手数料	94億52百万円（前連結会計年度比 116.2%）

科目別の概況は以下のとおりであります。

■ 委託手数料

当連結会計年度の東証一・二部の１日平均売買代金は３兆134億円（前連結会計年度比117.1%）になりました。当社の国内株式委託売買代金は１兆2,950億円（前連結会計年度比108.3%）、外国株式委託売買代金は888億円（前連結会計年度比357.1%）になりました。その結果、当社グループの委託手数料は45億66百万円（前連結会計年度比116.4%）になりました。

■ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は株式の引受高等の増加により81百万円（前連結会計年度比136.8%）になりました。

■ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

主に証券投資信託の販売手数料で構成される募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は株式投資信託の募集金額が1,175億円（前連結会計年度比122.1%）に増加したため30億87百万円（前連結会計年度比121.6%）になりました。

■ その他の受入手数料

証券投資信託の代行手数料が中心のその他の受入手数料は株式投資信託の預り資産の平均残高が2,117億円（前連結会計年度比103.0%）に増加したため17億17百万円（前連結会計年度比106.4%）になりました。

[ご参考]

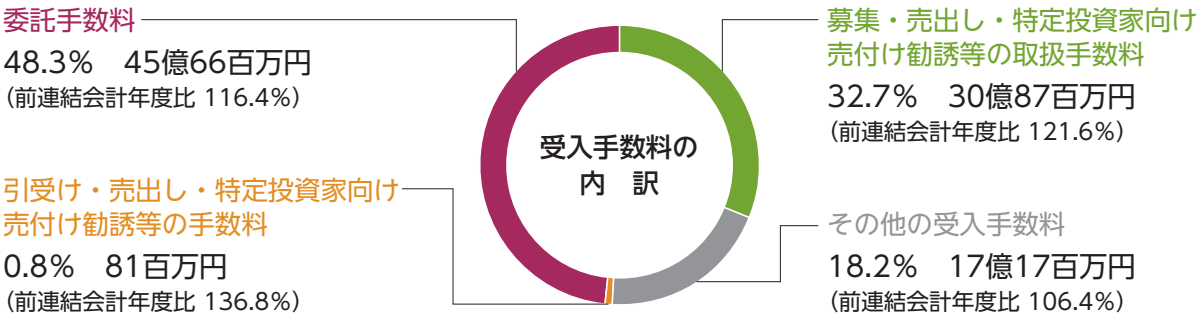

トレーディング損益

59億64百万円（前連結会計年度比 136.5%）

トレーディング損益は米国株の売買が好調であったことから株券等が35億68百万円（前連結会計年度比146.3%）、外国債券の販売額の減少等により債券等が４億10百万円（前連結会計年度比65.0%）、中国株取引に係る為替手数料の増加等によりその他が19億85百万円（前連結会計年度比152.8%）で合計59億64百万円（前連結会計年度比136.5%）になりました。

金融収支

2億31百万円（前連結会計年度比 186.2%）

金融収益は受取利息の増加等により３億50百万円（前連結会計年度比126.3%）になりました。また、金融費用は支払利息の減少等により１億19百万円（前連結会計年度比77.7%）になりました。この結果、差引金融収支は２億31百万円（前連結会計年度比186.2%）になりました。

販売費・一般管理費

133億96百万円（前連結会計年度比 108.4%）

販売費・一般管理費は、創業100周年記念関係費用等の減少により取引関係費が18億20百万円（前連結会計年度比92.9%）となったものの、業績好調による賞与支給額の増加等により人件費が61億24百万円（前連結会計年度比105.6%）、店舗移転費用等の増加により不動産関係費が16億25百万円（前連結会計年度比106.0%）、システム移行費の増加等により事務費が18億28百万円（前連結会計年度比110.7%）、基幹システムの耐用年数の変更により減価償却費が15億11百万円（前連結会計年度比149.7%）となったため、合計で133億96百万円（前連結会計年度比108.4%）になりました。

営業外損益

7億73百万円（前連結会計年度比 108.1%）

営業外収益は数理計算上の差異償却の増加等により７億91百万円（前連結会計年度比107.9%）、営業外費用は固定資産除却損の増加等により18百万円（前連結会計年度比100.9%）で差引損益は７億73百万円（前連結会計年度比108.1%）になりました。

特別損益

△2億44百万円（前連結会計年度比 ―― ）

特別利益は金融商品取引責任準備金戻入等により29百万円（前連結会計年度比27.5%）、特別損失は減損損失により2億74百万円（前連結会計年度比1,101.3%）で差引損益は2億44百万円の損失（前連結会計年度は81百万円の利益）になりました。

2. 資金調達等についての状況

資金調達

経常的な資金調達のみで増資等による資金調達は行いませんでした。

設備投資

制度改正対応のシステム開発等を中心に７億６百万円の設備投資を行いました。

事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

3. 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第93期 平成27年３月期	第94期 平成28年３月期	第95期 平成29年３月期	第96期 平成30年３月期 (当連結会計年度)
営業収益	15,144	13,542	12,776	15,767
純営業収益	14,938	13,368	12,623	15,647
経常利益	3,484	1,829	982	3,025
親会社株主に帰属する当期純利益	2,937	1,583	656	1,833
１株当たり当期純利益	34円75銭	19円25銭	8円00銭	22円21銭
総資産	97,864	80,847	78,393	83,231
純資産	43,245	41,182	41,145	43,406

注：「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、平成28年３月期より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第93期 平成27年３月期	第94期 平成28年３月期	第95期 平成29年３月期	第96期 平成30年３月期 (当事業年度)
営業収益	14,830	12,977	12,702	15,530
(うち受入手数料)	(11,367)	(10,078)	(8,060)	(9,220)
純営業収益	14,624	12,803	12,549	15,411
経常利益	3,507	1,912	1,159	3,022
当期純利益	2,950	1,844	838	1,830
１株当たり当期純利益	34円91銭	22円42銭	10円23銭	22円17銭
総資産	94,022	78,670	76,505	79,472
純資産	41,165	40,090	40,346	42,757

4. 対処すべき課題

(1) 中期的経営ビジョン

対面リテール証券会社の経営環境は、顧客の高齢化・ネット取引の一段の拡大・金融技術の進化・高度化によって厳しさを増しており、また、社会からのフィデューシャリー・デューティーに対する要求がますます高まっております。

このような環境下、当社は第96期よりスタートした第五次中期経営計画（平成29年４月～平成32年３月）で、「お客さま本位の経営姿勢の深化」を最重点項目とし、お客さま満足度の向上を通じて経営基盤を強化し、企業価値を向上させることを目指してまいります。

(2) 戦略骨子・施策概要

第五次中期経営計画では、重点項目を３つに絞り、お客さま満足度の高いサービス提供のための各種の施策を講じてまいります。

(重点項目・主な施策)

①お客さま本位の経営姿勢の深化
…IT（資産管理ツール）を活用したわかりやすい説明、海外拠点とつないだライブセミナーなど

②オペレーショナル・エクセレンスの推進
…外貨運用や保有資産活用による金融収支の改善、web会議システム活用による生産性向上など

③人材基盤の強化
…ロールモデルを活用したスキルの共有化、勤怠管理の精緻化と時間外労働の短縮　など

5. 主要な事業内容 (平成30年３月31日現在)

株式業務

株式業務は、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

委託売買業務

金融商品取引所及びそれ以外の市場（店頭市場）において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

引受け・売出し業務

株式の募集・売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

募集・売出しの取扱業務

株式の募集・売出しにつき、顧客に販売する業務

債券業務

債券業務は、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っております。

投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集・売出しの取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

デリバティブ取引業務

デリバティブ取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

保険業務

保険業法に基づく、保険契約の締結の代理または媒介に係る業務から成り立っております。

6. 主要拠点等

主要な営業拠点（平成30年３月31日現在）

当　社

本　店　　東京都中央区八丁堀四丁目７番１号

支　店　　30店

区分	店舗数
第一ブロック	四　谷　支　店　など　　５店
第二ブロック	松戸五香支店　など　　６店
第三ブロック	大　阪　支　店　など　　６店
第四ブロック	広　島　支　店　など　　７店
第五ブロック	山　口　支　店　など　　６店

主要な子会社

東洋証券亜洲有限公司　　香港

従業員の状況（平成30年３月31日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
730名	13名増

注：上記従業員数のほか、歩合外務員８名、臨時職員４名、派遣社員１名が在籍しております。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
711名	12名増	41歳２月	15年11月

注：上記従業員数のほか、歩合外務員８名、臨時職員４名、派遣社員１名が在籍しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況

該当事項はありません。

子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東洋証券亜洲有限公司	110,000 千香港ドル	100 %	香港における証券業務全般

事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8. 主要な借入先及び借入額 (平成30年３月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	2,100 百万円
株式会社広島銀行	1,200
株式会社山口銀行	500
三井住友信託銀行株式会社	500
日本証券金融株式会社	3,283

９. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する利益の還元を経営上重要な施策の１つとして位置付けております。

利益配分にあたっては、経営基盤の確立のための内部留保の充実に配慮し毎期の業績を反映しつつ、株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案し、年１回の取締役会決議による剰余金の配当や機動的な自己株式の取得により株主のみなさまに利益の還元を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当については、配当性向年間約30％を目安としつつ、安定性にも配慮し分配可能額に占める割合を指標としております。なお、分配可能額に占める割合は、収益環境と株主資本の状況を総合的に勘案し、適宜見直してまいります。

上記方針のもと、平成30年３月期の期末配当につきましては、１株当たり配当10円といたしました。

引き続き全社を挙げて業績の向上に邁進し、株主のみなさまへより多くの利益の還元ができるよう努力してまいります。

2 株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

1．発行可能株式総数　316,000,000株

2．発行済株式の総数　87,355,253株　（うち自己株式 4,648,480株）

3．株主数　7,955名

4．上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社野村総合研究所	6,860 千株	8.2 %
住友生命保険相互会社	5,449	6.5
株式会社広島銀行	3,120	3.7
水戸証券株式会社	3,115	3.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,102	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,622	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,334	1.6
東京海上日動火災保険株式会社	1,300	1.5
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,262	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,118	1.3

注1： 当社は自己株式として4,648千株を保有しておりますが、上記の上位10名の株主から除外しております。
注2： 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

取締役会決議日	保有人数及び区分ごとの保有個数	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
平成21年７月28日	取締役（社外取締役を除く） 4名 59個 監査役 2名 47個 合計 6名 106個	普通株式	106,000株	１株につき１円	平成21年７月30日から平成51年７月29日まで
平成22年７月28日	取締役（社外取締役を除く） 4名 80個 監査役 2名 59個 合計 6名 139個	普通株式	139,000株	１株につき１円	平成22年７月30日から平成52年７月29日まで
平成23年７月28日	取締役（社外取締役を除く） 5名 171個 監査役 2名 90個 合計 7名 261個	普通株式	261,000株	１株につき１円	平成23年８月１日から平成53年７月31日まで
平成24年７月27日	取締役（社外取締役を除く） 5名 145個 監査役 2名 83個 合計 7名 228個	普通株式	228,000株	１株につき１円	平成24年７月31日から平成54年７月30日まで
平成25年７月26日	取締役（社外取締役を除く） 5名 57個 監査役 2名 31個 合計 7名 88個	普通株式	88,000株	１株につき１円	平成25年７月30日から平成55年７月29日まで
平成26年７月30日	取締役（社外取締役を除く） 5名 88個 社外取締役 1名 1個 監査役 3名 33個 合計 9名 122個	普通株式	122,000株	１株につき１円	平成26年８月１日から平成56年７月31日まで
平成27年７月29日	取締役（社外取締役を除く） 5名 72個 監査役 2名 21個 合計 7名 93個	普通株式	93,000株	１株につき１円	平成27年７月31日から平成57年７月30日まで
平成28年７月28日	取締役（社外取締役を除く） 6名 143個 社外取締役 2名 4個 監査役 3名 37個 合計 11名 184個	普通株式	184,000株	１株につき１円	平成28年８月１日から平成58年７月31日まで
平成29年７月28日	取締役（社外取締役を除く） 6名 172個 社外取締役 2名 3個 監査役 4名 34個 合計 12名 209個	普通株式	209,000株	１株につき１円	平成29年８月１日から平成59年７月31日まで

2. 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

取締役会決議日	交付人数及び区分ごとの交付個数	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
平成29年７月28日	当社使用人 10名 127個	当社普通株式	127,000株	１株につき１円	平成29年８月１日から平成59年７月31日まで

注：上記使用人数には当社の役員を兼ねている者は含まれておりません。

4 会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	半　場　裕　章	監査部担当	
取締役社長 (代表取締役)	桑　原　理　哲		
常務取締役	縄　田　正　人	総務部担当兼 内部管理本部・人事研修部管掌	
常務取締役	岡　田　啓　芳	情報本部・証券本部・法人本部・ 経営企画部管掌	
取　締　役	鈴　木　眞　人	ホームトレード部担当兼 業務管理本部管掌	
取　締　役	石　岡　　学	営業本部長兼 営業企画部管掌	
取　締　役	小　林　裕紀子 （公認会計士・税理士 登録名　藤川裕紀子）		
取　締　役	谷　本　道　久		
常勤監査役	西　村　充　市		
常勤監査役	谷　口　　斎		
監　査　役	細　田　信　行		
監　査　役	塚　本　　誠		

注1：取締役小林裕紀子氏及び取締役谷本道久氏は、社外取締役であります。

注2：常勤監査役西村充市氏、監査役細田信行氏及び監査役塚本誠氏は、社外監査役であります。

注3：取締役小林裕紀子氏、取締役谷本道久氏、常勤監査役西村充市氏、監査役細田信行氏及び監査役塚本誠氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。

注4：常勤監査役西村充市氏は、長年にわたり、金融機関に在籍した経歴を持つ等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

常勤監査役谷口斎氏は、当社の経理財務部門の実務に長年携わり、さらに経理財務部門の部長及び担当役員を経験する等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役細田信行氏は、事業会社の経営者としての長年の豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注5：平成29年６月23日開催の定時株主総会において、塚本誠氏が監査役に選任され就任いたしました。

注6：平成29年６月23日開催の定時株主総会終結をもって、取締役大畠勝彰氏及び監査役髙橋斎氏は任期満了により退任いたしました。

2. 責任限定契約に関する事項

当社と社外役員は会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3. 当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区分	当事業年度に係る報酬等の額	
	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役 （うち社外役員）	9 (2)	200 (12)
監査役 （うち社外役員）	5 (4)	54 (30)
計 （うち社外役員）	14 (6)	254 (43)

注1： 定時株主総会の決議による取締役報酬額は年額４億20百万円以内（平成18年６月29日定時株主総会決議。ただし、使用人分給与は含まれない）、監査役報酬額は年額90百万円以内（平成18年６月29日定時株主総会決議）であります。

注2： 上記の当事業年度に係る報酬等の額のほか、使用人兼務役員に対する使用人給与相当額（賞与を含む）として21百万円を支給しております。

注3： 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- 当事業年度に係る役員賞与の未払額（取締役31百万円、監査役３百万円）
- 当事業年度に係るストック・オプションとしての新株予約権の付与（平成29年７月28日開催の取締役会決議）による報酬額（取締役39百万円、監査役７百万円）

注4： 役員の報酬を決定するにあたっての方針・手続きは以下のとおりであります。
役員の報酬は、企業価値の持続的な向上や人材確保の観点から適切なインセンティブ機能を有するよう役割と責務に相応しい水準としております。また、取締役会が役員報酬を決定するに際しては、指名・報酬委員会の答申を受けその内容を尊重し、透明性・公平性・客観性を確保するようにしております。
なお、取締役に対する報酬として、固定報酬とは別に業績に連動した報酬として賞与を支給しておりましたが、その算定方法の透明性を確保することで会社業績の一層の向上を目指すことを目的として、利益連動給与を平成30年３月期事業年度から下記の算定方法とすることを平成29年５月29日開催の取締役会で決議いたしました。また、その算定方法については監査役全員が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。
〔対象期間〕
第96期事業年度（平成29年４月１日より平成30年３月31日）を対象期間とします。
〔利益連動給与の算定方法〕
当社の当期純利益に1.8％を乗じた額を支給総額とします。ただし、百万円未満は切り捨てるものとし、その総額は１億５千万円を超えないものとします。
なお、支給対象に社外取締役は含めず、また、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも利益を計上している場合並びに期末配当を実施していることを支給の条件とします。
〔各取締役への配分方法〕
各取締役への配分額は、支給総額に取締役会長1.5、取締役副会長1.35、取締役社長1.5、取締役副社長1.075、専務取締役0.85、常務取締役0.7、その他の取締役0.6の役位別係数を乗じ、全取締役の係数の合計で除した金額とします。

4. 社外役員に関する事項

他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

他の法人等の社外役員等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取　締　役	小　林　裕紀子	取締役会への出席状況：開催数16回　出席数16回（出席率100.0%） 他に経営会議に出席し、取締役会、経営会議では、公認会計士及び金融監督庁等の実務経験の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取　締　役	谷　本　道　久	取締役会への出席状況：開催数16回　出席数16回（出席率100.0%） 他に経営会議に出席し、取締役会、経営会議では、金融機関の証券投資部門等での実務経験の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	西　村　充　市	取締役会への出席状況：開催数16回　出席数16回（出席率100.0%） 監査役会への出席状況：開催数14回　出席数14回（出席率100.0%） 他に経営会議、執行役員会に出席し、取締役会、経営会議、執行役員会では、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、監査役会では、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監　査　役	細　田　信　行	取締役会への出席状況：開催数16回　出席数16回（出席率100.0%） 監査役会への出席状況：開催数14回　出席数14回（出席率100.0%） 取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。
監　査　役	塚　本　　誠	取締役会への出席状況：開催数12回　出席数12回（出席率100.0%） 監査役会への出席状況：開催数10回　出席数10回（出席率100.0%） 取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。

注1：取締役会開催数に、書面決議（4回）は含まれておりません。
注2：監査役塚本誠氏の取締役会及び監査役会への出席状況につきましては、平成29年6月23日の就任後に開催されたものであります。

5 会計監査人の状況

1. 名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当該事業年度中に辞任した、または解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

4. 過去２年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に対する報酬等の額

①	当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額	37百万円
②	公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）の内容 顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務	２百万円
③	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

注1：監査役会は、監査役会が定める判断基準に基づき、会計監査人の報酬見積もりの算出根拠や考え方を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
注2：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
注3：当社の子会社である東洋証券亜洲有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

7. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、取締役会において、当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制等の整備について、次のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を経営の最重要課題の一つとして位置づける。
② 取締役及び使用人の基本的な行動規範として、「綱領」、「経営理念」、「倫理方針」及び「行動指針」を定めるほか、コンプライアンス体制及び業務に係る社内規程等を整備し、必要な教育を行う。
③ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備に資するため、コンプライアンス委員会を設置し、活動内容を取締役会及び監査役会に定期的に報告する。
④ コンプライアンスに係る内部通報制度を整備し、自由に通報や相談ができる仕組みを構築する。
⑤ 使用人の法令及び定款等違反行為の処分については、公正委員会の具申を経て、経営会議で決定する。
⑥ 監査部（監査部リスク管理室を含まない。以下同じ。）及び検査部は、各部室店の日常的な活動状況の監査を実施する。
⑦ 監査部、監査部リスク管理室、営業考査部及び検査部は、平素より連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査し、改善策を検討する。
⑧ 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」及び「情報管理基本規程」等を定め、適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 損失の危険の管理（以下「リスク管理」という。）を経営の最重要課題の一つとして位置づける。
② 「リスク管理規則」においてリスク管理を体系的に定め、あらかじめ具体的なリスクを想定及び分類し、個々のリスクにつき特定、計測、コントロール及びモニタリングを行う。
③ リスク管理に関する統括部署として、監査部リスク管理室を設置し、リスク管理の充実に努め、リスク管理に関する事項を取締役会及び監査役会に定期的に報告する。
④ 総務部は、「事業継続計画（BCP）マニュアル」を定め、有事の際の迅速かつ適切な意思決定・指揮命令体制及び情報伝達体制を整備する。
⑤ 監査部は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その状況を取締役会及び監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、経営の効率化を図り、取締役の監督機能を強化する。
② 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
③ 取締役会の定める基本方針に基づいて、重要事項に関し協議上申するため、経営会議を設置する。経営会議は、原則毎月２回開催する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 「綱領」、「倫理方針」、「利益相反管理方針」及び「反社会的勢力に対する基本方針」を共有化し、コンプライアンスや情報セキュリティーなどの理念の統一を図る。
② 「関係会社の管理に関する規程」等を定め、経営企画部が子会社の事業の総括的な管理を行う。
③ 「関係会社の管理に関する規程」を定め、子会社の取締役の職務の執行に係る事項等について報告を求める。
④ 当社の経理部門から、重要な子会社の取締役または監査役を選任し、会計の状況を監督する。
⑤ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社と業務委託契約等を締結し、子会社に対し人事管理業務やシステム関連業務等の間接業務を提供する。
⑥ 「リスク管理規則」を定め、当社及び子会社を一体としたリスク管理を行う。
⑦ グループ内通報制度を設置し、グループ内の従業員等から監査部への通報を可能とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人（以下「職務補助者」という。）は、監査部に属する使用人とする。
② 取締役は、職務補助者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないよう配慮する。
③ 職務補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分には、監査役会の同意を得る。

7. 当社及び子会社からなる企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役が、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席できる体制を整備し、また、取締役及び使用人は重要な議事録、内部監査の報告書及び稟議書等を監査役に回付する。
② 取締役及び使用人は、必要に応じ定期的または適宜監査役会に出席し、監査役より要請のある事項について報告する。
③ 監査役への報告を行ったグループ内の取締役及び使用人に対し、不利な取扱いを行ってはならない。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

会社法第388条を遵守し、支払い手続きは「経理規則」等に準じて支弁する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、監査役の職務の執行のための必要な体制の整備に努める。
② 監査役会は、取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

10. 財務報告の適正を確保するための体制

① 財務諸表の作成にあたり、業務分担と責任部署を明確化する。
② 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財務諸表を作成する。
③ 財務諸表等の適正性を確認するため、情報開示委員会を設置する。
④ 情報開示委員会は、財務諸表等が適正に作成されているかを確認し、その結果を取締役会に報告する。
⑤ 取締役及び監査役は、会計監査人による財務諸表等の記載内容に関する指摘事項を確認する。

7 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

1. 当社及び子会社におけるコンプライアンス及びリスク管理について

① 当社は、「綱領」、「経営理念」、「倫理方針」及び「行動指針」を定め、コンプライアンスハンドブックに収録してグループ内の従業員等に配布するとともに、社内イントラネットに掲載し周知しております。
② コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する課題の審議や対応策などの検討を行い、その要旨について取締役会及び監査役会に報告しております。当事業年度においては、個別課題についてコンプライアンス委員会にて活動を行っております。
③ 当社は、社内の不正・違反行為に対する相互牽制の実効性確保及びその早期発見の観点からコンプライアンスホットラインを設け、グループ内の従業員等から自由に通報や相談ができる仕組みを構築しております。
④ 監査部リスク管理室は、「リスク管理規則」に基づき、市場リスク等のあらかじめ想定される当社グループの具体的なリスクについて日常的にモニタリングを行い、定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。

2. 取締役の職務執行の効率性の確保について

① 執行役員は、取締役会で委譲された権限の範囲内で業務を執行しており、当該業務の執行状況については、取締役会及び執行役員会に報告され、取締役は当該業務執行状況を監督しております。
② 経営会議は、取締役会の定める基本方針に基づき、「経営会議規程」等に定める重要事項について、取締役社長に具申しております。なお、当事業年度につきましては、経営会議を26回開催しております。

3. 監査役の監査の実効性の確保について

① 監査役は、取締役会に出席するほか経営会議や執行役員会にも出席し、これらの会議の議事録、その他内部監査報告書、稟議書等について自由に閲覧し、取締役及び使用人の職務の執行状況について監査を行うとともに意見がある場合には意見を述べております。

② 当事業年度につきましては、監査役会を14回開催しており、うち６回については、取締役が出席し、監査役からの要請事項について報告しております。

③ 監査部に属する従業員は、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会の事務局運営等に必要な事項を補助しております。

8 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定めており、その内容の概要等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は以下のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、「人」と「人」とのつながりを大切にする精神のもと、経営理念に基づいたお客さま本位の質の高い金融サービスで社会に貢献することによって事業拡大を図るビジネスモデルにより、当社グループの企業価値等の持続的な確保、向上が図られるものであり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、このようなビジネスモデルを実現することを可能とするものが望ましいと考えております。

もっとも、当社は、当社株式について大量買付行為がなされる場合、このことが当社グループの企業価値等の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には当社の株主のみなさまの意思に基づき決定されるべきものであると考えております。

しかしながら、大量買付者の中には、不適切な手段により株価をつり上げて高値で株式を会社に引き取らせる行為などにより大量買付者（及びその関係者）の利益のみを追求する者や、短期的なROE向上を追求するあまりお客さまの資産を毀損することも顧みないようなお客さま本位の経営に背く業務運営を積極的に推し進める者など、当社グループの企業価値等を毀損する者の存在も否定できません。

当社は、このような当社グループの企業価値等に対する侵害行為を容認することはできません。

こうした状況を踏まえ、当社は、大量買付行為が行われる際に、株主のみなさまに当該大量買付行為に応

じるか否かを適切にご判断いただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保・提供するための、大量買付ルールを制定いたしました。

なお、当該大量買付ルールは、大量買付者等の株式持分を希釈化するために株式や新株予約権の割当てを行うなど対抗措置のあるいわゆる買収防衛策ではございません。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

イ．中期的経営ビジョン・戦略骨子等

当社グループは、「真にお客さま本位の経営で世代を超えて信頼され、資産運用・資産形成のアドバイザーとして選ばれるスーパー・リージョナル（地域密着型）・リテール証券会社」を目指し、お客さま本位の経営を更に深化させ、持続的に成長し続けるビジネスモデルを確立してまいります。

中期経営計画「もっとTO YOU ING計画」（3か年計画）においては、重点項目（①お客さま本位の経営姿勢の深化、②オペレーショナル・エクセレンスの推進、③人材基盤の強化）について各種の施策を講じ、顧客基盤の拡充・企業価値向上を図ります。

ロ．コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、投資家と金融商品取引市場を仲介する金融商品取引業者としての社会的責任を常に認識し、企業価値の増大・最大化を通じてステークホルダーの満足度を高めることを目指すとともに、法令遵守の徹底、経営の健全性と透明性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を整備しております。

ハ．大量買付ルール

大量買付ルールは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の大量買付者及び大量買付者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行おうとする場合等において、大量買付者に対して情報提供を求めるとともに、株主のみなさまに判断する機会を確保・提供するための手続を定めております。その概要は以下のとおりです。

大量買付者は、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、当該大量買付者が大量買付行為に際して大量買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書を提出し、当社取締役会は、その受領後10営業日以内に、大量買付者に対し詳しい大量買付情報の提供を求めます。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報等に基づき、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものか否かを評価します。評価期間は60営業日以内または90営業日以内で当社取締役会が設定・公表します。大量買付者は、意向表明書の提出後、取締役会評価期間が満了するまでは、大量買付行為を開始することができません。当社取締役会は、大量買付者から受領した情報ならびに大量買付行為の評価の結果・理由及び株主のみなさまが大量買付行為に応じるか否かを適切に判断するために有益と考えられる情報について、適宜、開示いたします。大量買付ルールの有効期間は平成29年11

月27日から３年間です。有効期間内であっても、当社取締役会において、法令等の改正や判例の動向等を考慮して、大量買付ルールを随時、見直しまたは廃止でき、その場合には、法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

③　当社の取組みに関する取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、上記に述べた当社の取組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、大量買付行為が行われる際には、株主のみなさまに当該大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくための必要かつ十分な時間・情報を確保することを目的とするものであって、上記の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

注：本事業報告中の記載金額（または数値）は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類等

連結貸借対照表（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**64,423**	**流動負債**	**36,946**
現金・預金	19,673	信用取引負債	4,132
預託金	21,482	信用取引借入金	3,183
トレーディング商品	1,002	信用取引貸証券受入金	948
商品有価証券等	998	有価証券担保借入金	363
デリバティブ取引	4	有価証券貸借取引受入金	363
約定見返勘定	12	預り金	20,595
信用取引資産	15,269	受入保証金	3,179
信用取引貸付金	14,679	短期借入金	6,150
信用取引借証券担保金	589	１年内返済予定の長期借入金	300
立替金	2,349	リース債務	1
短期差入保証金	1,002	未払法人税等	974
短期貸付金	2,447	賞与引当金	586
未収収益	535	その他の流動負債	663
繰延税金資産	475	**固定負債**	**2,748**
その他の流動資産	176	リース債務	5
貸倒引当金	△ 2	繰延税金負債	2,452
固定資産	**18,808**	資産除去債務	183
有形固定資産	1,105	その他の固定負債	107
建物	520	**特別法上の準備金**	**131**
器具備品	218	金融商品取引責任準備金（金融商品取引法第46条の５）	131
土地	360	**負債合計**	**39,825**
リース資産	6	（純資産の部）	
無形固定資産	1,380	**株主資本**	**38,300**
ソフトウエア	1,291	資本金	13,494
その他	89	資本剰余金	9,650
投資その他の資産	16,321	利益剰余金	16,814
投資有価証券	12,159	自己株式	△ 1,659
長期差入保証金	2,199	**その他の包括利益累計額**	**4,772**
退職給付に係る資産	1,735	その他有価証券評価差額金	4,901
繰延税金資産	18	為替換算調整勘定	△ 517
その他	417	退職給付に係る調整累計額	387
貸倒引当金	△ 207	**新株予約権**	**333**
		純資産合計	**43,406**
資産合計	**83,231**	**負債・純資産合計**	**83,231**

連結損益計算書（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**15,767**
受入手数料	9,452	
トレーディング損益	5,964	
金融収益	350	
金融費用		**119**
純営業収益		**15,647**
販売費・一般管理費		**13,396**
取引関係費	1,820	
人件費	6,124	
不動産関係費	1,625	
事務費	1,828	
減価償却費	1,511	
租税公課	257	
貸倒引当金繰入れ	15	
その他	212	
営業利益		**2,251**
営業外収益		**791**
営業外費用		**18**
経常利益		**3,025**
特別利益		**29**
投資有価証券売却益	7	
投資有価証券清算益	10	
金融商品取引責任準備金戻入	10	
特別損失		**274**
減損損失	274	
税金等調整前当期純利益		**2,780**
法人税等		**946**
法人税、住民税及び事業税	1,021	
法人税等調整額	△74	
当期純利益		**1,833**
非支配株主に帰属する当期純利益		**—**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,833**

連結株主資本等変動計算書 (平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	13,494	9,650	15,577	△1,862	36,860
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△492		△492
親会社株主に帰属する当期純利益			1,833		1,833
自己株式の処分			△104	205	101
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	1,236	203	1,440
当連結会計年度期末残高	13,494	9,650	16,814	△1,659	38,300

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	3,897	△409	434	3,922	363	41,145
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△492
親会社株主に帰属する当期純利益						1,833
自己株式の処分						101
自己株式の取得						△2
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,003	△107	△46	849	△29	819
当連結会計年度変動額合計	1,003	△107	△46	849	△29	2,260
当連結会計年度期末残高	4,901	△517	387	4,772	333	43,406

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月９日

東洋証券株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　熊　木　幸　雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　菅　谷　圭　子　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東洋証券株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**59,910**	**流動負債**	**34,011**
現金・預金	18,150	信用取引負債	4,132
預託金	18,555	信用取引借入金	3,183
トレーディング商品	1,002	信用取引貸証券受入金	948
商品有価証券等	998	有価証券担保借入金	363
デリバティブ取引	4	有価証券貸借取引受入金	363
約定見返勘定	12	預り金	17,674
信用取引資産	15,259	受入保証金	3,179
信用取引貸付金	14,670	短期借入金	6,150
信用取引借証券担保金	589	１年内返済予定の長期借入金	300
立替金	2,322	リース債務	1
短期差入保証金	1,002	未払法人税等	974
短期貸付金	2,447	賞与引当金	583
未収収益	533	その他の流動負債	653
繰延税金資産	475	**固定負債**	**2,572**
その他の流動資産	151	リース債務	5
貸倒引当金	△ 2	繰延税金負債	2,281
固定資産	**19,562**	資産除去債務	178
有形固定資産	1,110	その他の固定負債	107
建物	520	**特別法上の準備金**	**131**
器具備品	223	金融商品取引責任準備金（金融商品取引法第46条の５）	131
土地	360	**負債合計**	**36,714**
リース資産	6	（純資産の部）	
無形固定資産	1,380	**株主資本**	**37,522**
ソフトウエア	1,291	資本金	13,494
その他	89	資本剰余金	9,650
投資その他の資産	17,071	資本準備金	9,650
投資有価証券	12,245	利益剰余金	16,036
関係会社株式	1,288	その他利益剰余金	16,036
長期差入保証金	2,152	別途積立金	9,000
前払年金費用	1,176	繰越利益剰余金	7,036
その他	417	自己株式	△ 1,659
貸倒引当金	△ 207	**評価・換算差額等**	**4,901**
		その他有価証券評価差額金	4,901
		新株予約権	**333**
		純資産合計	**42,757**
資産合計	**79,472**	**負債・純資産合計**	**79,472**

招集ご通知 P3
株主総会参考書類 P7
事業報告 P18
連結計算書類等 P42
計算書類等
株主のみなさまと東洋証券 P52

損益計算書（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**15,530**
受入手数料	9,220	
トレーディング損益	5,964	
金融収益	345	
金融費用		**119**
純営業収益		**15,411**
販売費・一般管理費		**13,137**
取引関係費	1,752	
人件費	5,989	
不動産関係費	1,564	
事務費	1,836	
減価償却費	1,511	
租税公課	257	
貸倒引当金繰入れ	15	
その他	210	
営業利益		**2,273**
営業外収益		**766**
営業外費用		**18**
経常利益		**3,022**
特別利益		**29**
投資有価証券売却益	7	
投資有価証券清算益	10	
金融商品取引責任準備金戻入	10	
特別損失		**274**
減損損失	274	
税引前当期純利益		**2,777**
法人税等		**946**
法人税、住民税及び事業税	1,021	
法人税等調整額	△ 74	
当期純利益		**1,830**

株主資本等変動計算書（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当事業年度期首残高	13,494	9,650	9,650	9,000	5,802	14,802	△1,862	36,085
当期変動額								
剰余金の配当					△492	△492		△492
当期純利益					1,830	1,830		1,830
自己株式の処分					△104	△104	205	101
自己株式の取得							△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	1,233	1,233	203	1,437
当事業年度期末残高	13,494	9,650	9,650	9,000	7,036	16,036	△1,659	37,522

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当事業年度期首残高	3,897	3,897	363	40,346
当期変動額				
剰余金の配当				△492
当期純利益				1,830
自己株式の処分				101
自己株式の取得				△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,003	1,003	△29	973
当期変動額合計	1,003	1,003	△29	2,411
当事業年度期末残高	4,901	4,901	333	42,757

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月９日

東洋証券株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　熊　木　幸　雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　菅　谷　圭　子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東洋証券株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月14日

東洋証券株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　西　村　充　市　㊞

常勤監査役　谷　口　　斎　㊞

監　査　役（社外監査役）　細　田　信　行　㊞

監　査　役（社外監査役）　塚　本　　誠　㊞

以　上

〈ご参考〉

株主のみなさまと東洋証券

東洋証券の利益還元方針について

当社は、株主のみなさまに対する**利益の還元を経営上重要な施策**の一つとして位置付けております。

利益配分の基本方針について

業績と株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案し、年１回の取締役会決議による剰余金の配当や機動的な自己株式の取得により、株主のみなさまに利益の還元を実施致します。

剰余金の配当について

30%

配当性向年間約30％を目安に、安定性にも配慮し分配可能額に占める割合を指標としております。

配当金の推移

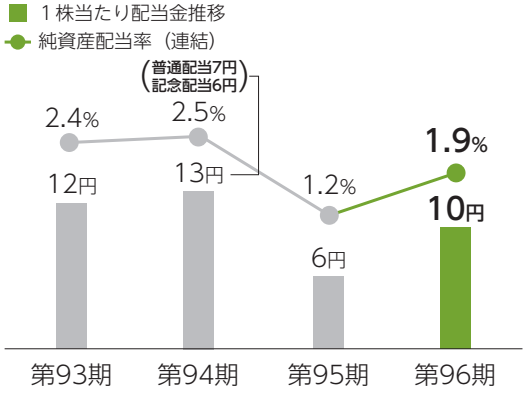

※第94期の配当金には記念配当６円が含まれております。

IRカレンダー

特別口座のQ&A

Q1 特別口座とは何ですか？

A1 特別口座とは、株券電子化実施日までに株券のほふり（証券保管振替機構）への預託がない株主さまのために、当社が三菱ＵＦＪ信託銀行に開設した株式管理口座を特別口座といいます。

Q2 特別口座のままだとどうなるのですか？

A2 特別口座の株式は、市場での売買はできません。
なお、単元未満株式の買取・買増請求は可能です。

Q3 単元未満の買取、買増手続きはどのようにすれば良いのですか？

A3 単元未満株式を特別口座でご所有の株主さまは、当社の株主名簿管理人（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、フリーダイヤル0120-232-711）までお問い合わせください。

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
配当金	３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主さまにお支払いいたします。
定時株主総会	毎年６月
基準日	毎年３月31日 その他必要がある場合はあらかじめ公告いたします。
株主名簿管理人／特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 東京都府中市日鋼町１－１　電話　0120-232-711（通話料無料） 郵送先　〒137-8081　新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部
公告方法	公告は電子公告により行います。公告掲載 URL http://www.toyo-sec.co.jp/ ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
上場取引所	東京証券取引所
証券コード	8614

株式に関するお手続きについて（お問合せ窓口）

▌特別口座の株主さま	▌証券会社の口座の株主さま	▌すべての株主さま
（特別口座から証券会社の口座への口座振替申請、相続、単元未満株式の買取・買増請求 等）	（住所・氏名変更、配当金受取方法の指定、単元未満株式の買取・買増請求 等）	（未受領の配当金のお支払い、郵送物の確認 等）
▼	▼	▼
上記の三菱UFJ信託銀行 （特別口座の口座管理機関）	お取引の証券会社	上記の三菱UFJ信託銀行 （株主名簿管理人）

トピックス

単元株式数の変更について

当社株式の１単元の数は、平成30年10月１日より1,000株から100株へ変更となります。

単元未満株式の買取・買増請求についてのお手続き等についてはお取引の証券会社、特別口座については特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。

【お問い合わせ先（特別口座管理機関）】
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町１-１　電話　0120-232-711（通話料無料）

館山支店は新店舗で営業しています

３月12日（月）、晴れて穏やかな天候に恵まれたなか、館山支店は新しい店舗での営業を開始いたしました。

当日は営業開始に先立ち、朝８時半からオープニング・セレモニーを執り行い、約20名のお客さまにご列席いただきました。来賓代表として、館山市市長の金丸謙一様から祝辞を頂戴しました。その後、当社社長の桑原理哲のテープカットでいよいよ開店。来店された多くの方々から、「気持ちが良い！」「広くてゆったり、オープンな印象」といった声が聞かれました。

新店舗はJR館山駅東口から徒歩７分の場所にあります。「広く社会と地域に開かれた支店」をテーマに、館山と周辺地域のみなさまに広くご利用いただけるよう、建物の外観も内部も開放感にあふれた設計になっています。内部はすべてバリアフリーです。２階は、地域のみなさまにご利用いただけるオープンスペースですので、どうぞお気軽にお問い合わせください。また新店舗オープンの記念に、全国的に有名な安房高校書道部の方々の力作を展示しています。

生まれ変わった館山支店に、ぜひお越しください。

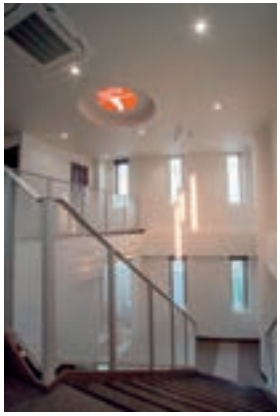

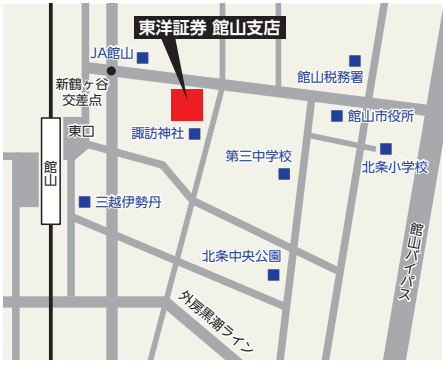

〒294-0045
千葉県館山市北条1898-２
TEL：0470-22-2111

名古屋支店は40周年を迎え新店舗で営業しています

1977（昭和52）年12月に開設した名古屋支店は、昨年12月に開設40周年を迎えました。

2月5日より、市営地下鉄「栄駅」から徒歩2分の新店舗で営業しております。みなさまにご利用いただけるスペースが充実しました。支店のすぐ近くは、名古屋の中心部を南北に貫く久屋大通（100m道路）で、名古屋テレビ塔、オアシス21（複合ビル）などの観光スポットが揃っています。買い物や観光においでの方も、ぜひ名古屋支店にお立ち寄りください。

〒461-0008
名古屋市東区武平町5-1
（名古屋栄ビルディング　5階）
TEL：052-855-2525

今治支店は50周年を迎えました

今治市は愛媛県の北東部に位置しており、海峡や島々を渡る『瀬戸内しまなみ海道』は「サイクリストの聖地」とも呼ばれ、美しい景観と個性豊かな島々の多島美が魅力です。

『今治タオル』ブランドに代表されるタオル製造や造船業では日本一を誇る産業都市であり、2016年4月には、戦国時代、芸予諸島を中心に瀬戸内海を支配した『村上海賊』のストーリーが日本遺産に認定されました。

美しい景観、歴史文化遺産、温泉、豊富な海の幸など観光資源にも恵まれたこの地で、今治支店は、1967（昭和42）年12月に開設し、お客さま、地域のみなさまの支えで、おかげさまで昨年12月に50周年を迎えました。これからも地域とともに歩み続けて参ります。

〒794-0027
今治市南大門町1-6-16
TEL: 0898-23-1040

招集ご通知 P3
株主総会参考書類 P7
事業報告 P18
連結計算書類等 P42
計算書類等 P46
株主のみなさまと東洋証券

グループネットワーク

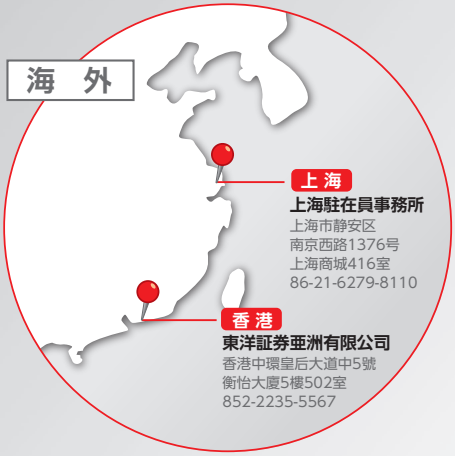

通信販売部
〒104-8678
東京都中央区八丁堀 4-7-1
フリーダイヤル　0120-03-1040

ホームトレード部
（インターネット）
〒104-8678
東京都中央区八丁堀 4-7-1
(03) 5117-1380

法人部
〒104-8678
東京都中央区八丁堀 4-7-1
(03) 5117-1370

中 国

広島県

1 福山支店
〒720-0064
広島県福山市延広町 1-25
(084) 922-4500

2 三原支店
〒723-0014
広島県三原市城町 1-9-7
(0848) 63-7777

3 呉支店
〒737-0051
広島県呉市中央 1-6-9
(0823) 23-1040

4 広島支店
〒730-0037
広島県広島市中区
中町 7-32
(082) 244-1111

島根県

5 浜田支店
〒697-0027
島根県浜田市殿町 82-8
(0855) 22-3011

6 出雲支店
〒693-0004
島根県出雲市渡橋町 68
(0853) 25-1040

山口県

7 岩国支店
〒740-0018
山口県岩国市
麻里布町 6-7-7
(0827) 21-8511

8 徳山支店
〒745-0034
山口県周南市御幸通り 2-7
(0834) 31-5252

9 山口支店
〒753-0086
山口県山口市中市町 1-10
(083) 922-2600

10 宇部支店
〒755-0029
山口県宇部市新天町 1-2-11
(0836) 33-1040

11 下関支店
〒750-0025
山口県下関市竹崎町 4-1-22
(083) 231-6161

近 畿

1 京都支店
〒600-8411
京都府京都市
下京区烏丸通
四条下ル水銀屋町 620
(075) 361-1040

2 奈良支店
〒630-8115
奈良県奈良市
大宮町 1-1-32
(0742) 20-1040

3 大阪支店
〒541-0041
大阪府大阪市
中央区北浜 2-6-18
(06) 6226-1040

4 神戸支店
〒651-0085
兵庫県神戸市中央区
八幡通り 4-2-14
(078) 252-1040

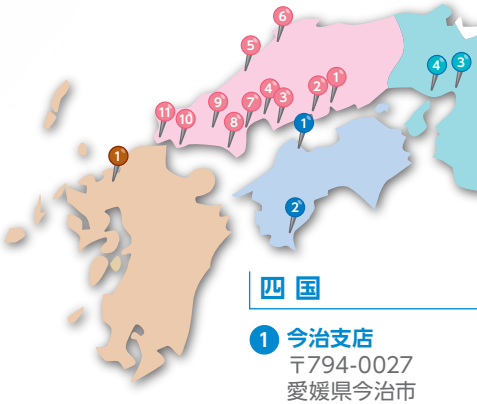

九 州

1 福岡支店
〒810-0001
福岡県福岡市中央区
天神 2-14-2
(092) 711-1040

四 国

1 今治支店
〒794-0027
愛媛県今治市
南大門町 1-6-16
(0898) 23-1040

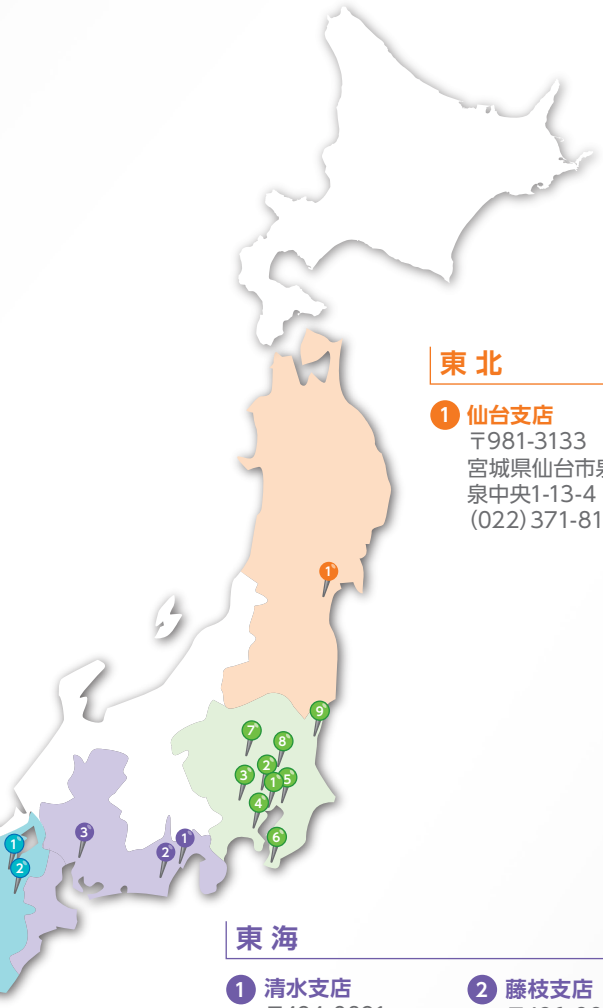

東 北

1 仙台支店
〒981-3133
宮城県仙台市泉区
泉中央1-13-4
(022) 371-8104

関 東

1 本店営業部
〒104-8678
東京都中央区八丁堀4-7-1
(03) 5117-1400

2 四谷支店
〒160-0004
東京都新宿区四谷 2-12-5
(03) 3355-1040

3 むさし府中支店
〒183-0023
東京都府中市宮町 1-40
(042) 367-1040

4 横浜支店
〒231-0005
神奈川県横浜市中区本町 2-22
(045) 681-3341

5 松戸五香支店
〒270-2261
千葉県松戸市常盤平 5-18-1
(047) 383-2111

6 館山支店
〒294-0045
千葉県館山市北条 1898-2
(0470) 22-2111

7 桐生支店
〒376-0023
群馬県桐生市錦町 2-16-9
(0277) 44-4141

8 つくば支店
〒305-0033
茨城県つくば市東新井 14-3
(029) 856-1040

9 日立支店
〒316-0003
茨城県日立市多賀町 2-10-11
(0294) 33-1040

東 海

1 清水支店
〒424-0821
静岡県静岡市清水区
相生町 5-1
(054) 353-3411

2 藤枝支店
〒426-0034
静岡県藤枝市
駅前 1-5-21
(054) 641-3211

3 名古屋支店
〒461-0008
愛知県名古屋市
東区武平町 5-1
(052) 855-2525

2 中村支店
〒787-0012
高知県四万十市
右山五月町 9-20
(0880) 35-1040

招集ご通知 P3
株主総会参考書類 P7
事業報告 P18
連結計算書類等 P42
計算書類等 P46
株主のみなさまと東洋証券

第96回 株主総会会場ご案内図

日 時 平成30年６月22日（金曜日）午前10時

会 場 東京都中央区八丁堀四丁目７番１号　**当社本店 ４階会議室**
TEL. 03-5117-1040（代表）

交通のご案内

1. 東京メトロ日比谷線・JR京葉線「八丁堀駅」A3出口 徒歩１分
2. 都営浅草線「宝町駅」A1出口 徒歩５分
3. 東京メトロ銀座線「京橋駅」１番出口 徒歩８分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

Fun to Share

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。

VEGETABLE OIL INK